

広島県告示第八百四十五号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	大竹市玖波三―一〇―八 下井 正幸 大竹市油見一―七―六 平内 康夫 大竹市晴海一―一―三三 中曾 和成 大竹市黒川三―一六―二三 石田 廣司
	加入区	くば
下	欄	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称
	縦覧期間	令和四年一 月一四日～令 和四年一月 二八日
欄	縦覧場所	くば漁業協同 組合